

◇◇日本学生支援機構給付奨学金（旧制度）◇◇ 継続・辞退手続きについて

あなたは、令和3年4月以降も給付奨学金を“希望”するか“辞退”するか、いずれかの手続きが必要です。

！ 現在、給付奨学金が“停止中”の方も手続きが必要です！

（手続きの流れ）

ログインできない場合は、新規登録し直してください。

インターネット環境があれば、どこからでも入力出来ます。

①

スカラネット・パーソナル（P S）へ登録する。

※ 既に登録済の方は、登録時に自分で設定したID・パスワードでログインしてください

②

「給付奨学金継続願」入力準備用紙を作成する。

※ 入力準備用紙は、熊本大学HPよりダウンロードできます

③

入力期限までに「給付奨学金継続願」をスカラネット・パーソナル（P S）から入力する。

2018年度採用者（3年生）は、市区町村が発行する生計維持者（原則父母）の最新の「所得・課税証明書」の写しを提出する。

※ 収入・所得・課税額（均等割・所得割両方）を確認します

【提出期限：1月8日（金）】

④

令和3年4月以降に、自宅から自宅外通学へと変更となる者は、入力後、自宅外証明書類（賃貸契約書の写し）を提出する。

【提出期限：1月8日（金）】

◆スカラネット・P S入力期限◆

12月15日（火）～ **1月8日（金）** まで

※貸与奨学金の入力期限は、1月15日（金）

※入力可能時間：毎日8：00～25：00 ただし最終日は、23：59まで
※令和2年12月29日～令和3年1月3日は年末年始のため入力できません。



未手続き者は、奨学生の身分が剥奪され、奨学金は打ち切りです。



継続したい

2、3ページ以降を参考に
継続の入力

令和3年4月
からの奨学金

※留年・進級に関わらず継続を希望する場合は入力が必要です。

辞退したい

3ページ以降を参考に
辞退の入力

！ 貸与奨学金も受けている者は、必ず貸与・給付両方の継続・辞退手続きが必要です。

1. 継続したい方（継続手続き）

！ まず、『給付奨学金継続願』入力準備用紙を作成しましょう。

※間違えやすいところを説明します。

E－あなたの住所情報（住民票に記載されている住所）について

住民票の住所に変更がある場合	
本人	ネット入力上で変更可能
親権者	今回の届出は不要

H－経済状況について

～3.家計を支えている人の家計状況（市区町村民税所得割額）の【記入例】～

★生計維持者は、父母両方いる場合はどちらか一方が無収入であっても、必ず「家計を支えている人は2人です。」を選択する必要があります。

市区町村民税額所得割額が非課税でない場合は、所得割額を記入してください。

(例) (父) 証明書

町民税		県民税		年税額
所得割	均等割	所得割	均等割	
¥3,500	¥2,000	¥3,000	¥1,500	¥10,000

(母) 証明書

町民税		県民税		年税額
所得割	均等割	所得割	均等割	
¥600	¥3,500	¥400	¥2,000	¥6,500

この場合の合計額は、

父 所得割 3 5 0 0 円（町民税）＝ 所得割額 3 5 0 0 円

母 所得割 6 0 0 円（町民税）＝ 所得割合計額 6 0 0 円

！ 3年生は、家計支持者の最新の収入・所得・課税額（均等割・所得割両方）がわかる市区町村が発行する証明書を手元において記入し、所定の期日までに写しを経済支援担当へ提出してください。



作成できたら、早速、スカラネット・PSより提出（入力）しましょう！

- ・送信前に、入力項目やすべての設問に記入漏れや誤りがないかチェック！！
- ・送信が完了したら、受付番号が表示されるので、必ずメモをしておいてください。



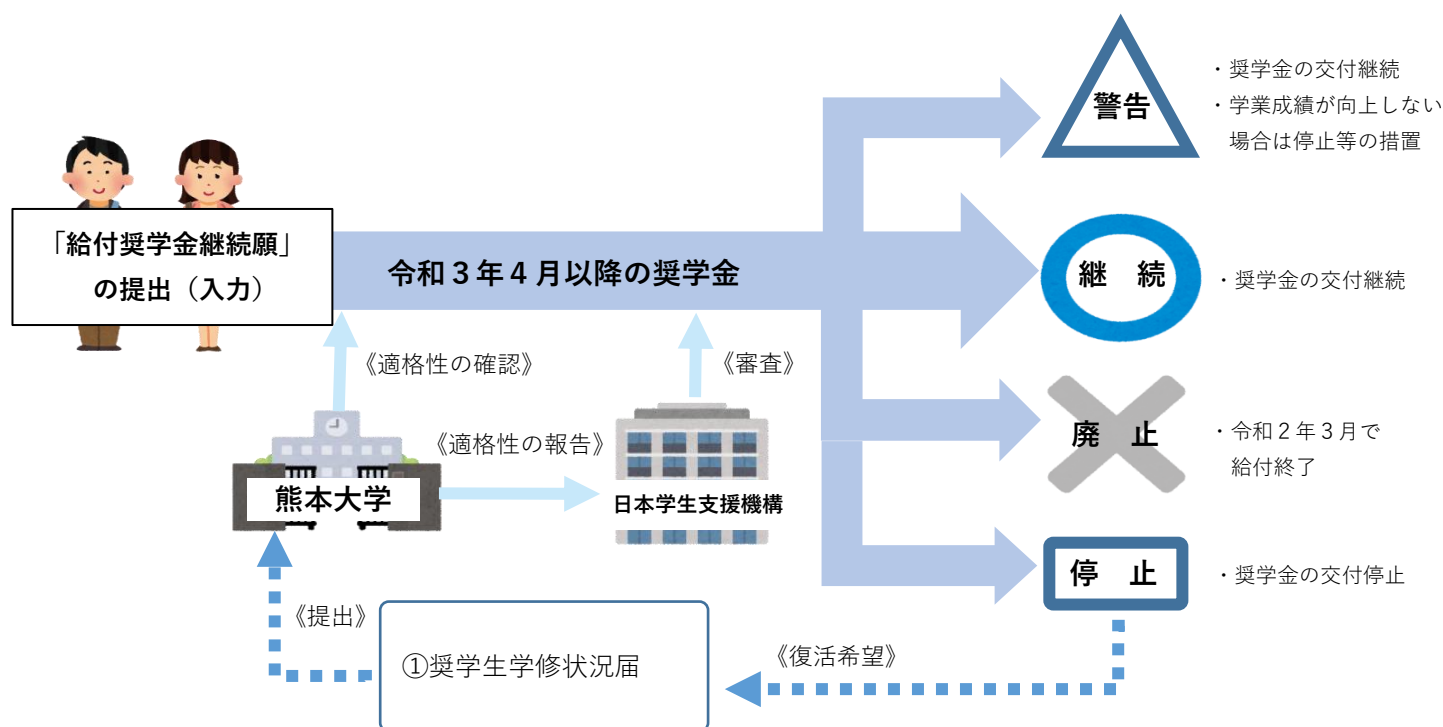
参考

給付奨学金の適格認定の区分（適格基準と処置） ※貸与奨学金より厳しい基準で認定されます。

認定区分	適格基準	給付奨学金支給の扱い・学校からの指導等	4月以降の奨学金
廃止	・学校処分により退学、除籍、1ヶ月以上の停学になった者 ・学業不振により卒業延期が確定した者 ・当年度の修得単位（科目）数が著しく少ない者 ・経済的理由で「停止」となっていた者のうち生計維持者の市区町村民税所得割が課税対象となった者 等	・給付奨学金の支給を取り止めます。 （給付奨学生の資格を失います。） ・学校を通して「処置通知」を交付します。 ・学校処分による廃止のうち、退学、除籍、無期停学又は3ヶ月以上の停学による場合は、受給済みの給付奨学金の返還が必要です。 ・学業不振による廃止のうち、やむを得ない理由が認められない場合は、受給済みの給付奨学金の返還が必要です。	振り込まれません。 日本学生支援機構からの「処置通知」が届くのは4月の振込日以降です。4月分の振込状況は、ご自分で通帳記帳等にて確認してください。
停止	・1ヶ月未満の停学その他の処分を受けた者 ・学業不振の程度は廃止相当であるが、やむを得ない理由があり卒業の見込みがある者 ・生計維持者の市区町村民税所得割が、2年連続課税対象となった場合又は所得割額が20万円を超える場合 等	・給付奨学金の支給を停止します。 （1年以内で学校長が定める期間） ・学校を通して「処置通知」を交付します。 ・停止事由（学業不振等）がなくなると認められた場合は、支給を再開することがあります。	
警告	・修得単位数が少ない者 等	・給付奨学金の支給は継続します。 ・学校を通して「処置通知」を交付します。 ・学業成績が回復しない場合は、「廃止」又は「停止」となることがあります。	振り込まれます。 令和3年4月分の振込日は、4月21日(水)です。
継続	・「廃止」、「停止」、「警告」以外の者	・給付奨学金の支給を継続します。	

！ 継続手続きが終わったら・・・

本学が日本学生支援機構の定める適格基準に基づき、「あなたが奨学生として適格か否か」等を確認後、日本学生支援機構へ報告します。その後、日本学生支援機構があなたの奨学金について”警告”、”継続””廃止”、”停止”の措置をとります。給付奨学生は、学業・人物についてだけでなく、家計支持者の経済状況によっても基準があります。（詳しくは給付奨学生のしおりを参照してください。）



継続

が認められた方

【奨学金振り込み日】（予定）

令和3年4月分：令和2年4月21日

令和3年5月分：令和2年5月14日

※”継続”が認められた場合は通知はありません。

※過去に休学歴等がある場合は、令和3年4月分の振り込みは行われず、翌月5月に2ヶ月分がまとめて振り込まれることがあります。

停止

が認められた方

4月以降の奨学金の振り込みはありません。

やむを得ない事由による留年期間中は奨学金の交付は停止しますが、①の書類を期間内に提出後、進級すると奨学金の交付が復活する場合があります。

※”停止”通知及び①の書類を、令和2年6月上旬頃本人宛に送付します。

※留年期間が2年を超えた場合は復活できません。

※経済状況による停止の場合は、停止が1年を超えた場合は「廃止」となります。

2. 辞退したい方（辞退手続き）

①スカラネット・PSより辞退手続き（ネット入力）をする。

令和3年4月からの奨学金が不要な場合は、『給付奨学金継続願』入力準備用紙のD－奨学金振込みの継続の確認において、「給付奨学金の継続を希望しません」を選択し、提出（入力）してください。

②給付終了後の手続きについて

奨学金を辞退後、返還が必要になる場合があります。その場合は、在学中に返還に関する続きが必要です。

必要書類が日本学生支援機構より届き次第、個別にSOSEKIに登録のある本人の携帯番号へ連絡します。配付資料に従って必ず手続きしてください。

3. よくある質問 Q & A



【スカラネット・PS関係】

Q1：入力が先に進みません。

次のように入力してください。

文章を入力する項目：すべて全角（※文章中の数字も）入力
金額等、数字だけを入力する項目：半角入力



Q2：継続手続き（ネット入力）が完了しました。確認方法を教えてください。

スカラネット・PSの「奨学金継続願提出」画面に進むと、入力が完了した奨学生番号に“提出済”と表示されます。なお、提出済となった後の入力内容の確認・変更はできません。変更が必要な場合は、経済支援担当窓口までお越しください。

【経済状況の入力関係】

Q3：収入・所得・課税額に関する証明書の提出は必要ですか。

2018年度採用者（3年生）は、生計維持者（原則父母）について、市区町村が発行する最新の「所得課税証明書」の写しの提出が必要です。

2019年度以降採用者については、日本学生支援機構にマイナンバーを提出していない場合のみ提出してください。

【その他】

Q4：給付奨学金の他に、一種・二種併用貸与者です。継続手続きは、一種と二種も同じことをやらないといけないですか。

はい。来年度も引き続き併用貸与を希望する場合は、同一の入力が一種分・二種分も2回必要です。来年度から二種は不要（辞退）の場合は、二種を「希望しません」を選択して送信してください。

Q5：令和2年4月から休学（留年、留学）するかもしれません。手続きは必要ですか。

4月以降に休学や留年等により奨学金が休止・停止等になる場合も、奨学金の給付・貸与を希望するなら、必ず「奨学金の継続を希望します」で提出（入力）してください。

※「奨学金継続願」の未提出又は「継続を希望しません」を選択した場合、奨学金の給付・貸与は終了となり、復学・進級後に改めて新規に奨学金の申請が必要になります。

Q6：通学を自宅から自宅外へと変更することになりました。今回の継続手続きで変更できますか。

今回の継続手続きで変更はできません。継続手続き（ネット入力）後に速やかに経済支援担当まで申し出てください。その際に、自宅外通学を証明する書類が必要です（賃貸契約書の写し等）。

◆◆◆学生生活課経済支援担当からのお願い◆◆◆

休学・留学（私費留学・交換留学・トビタテ！での留学など）・退学等の学籍異動をする場合は紙媒体で日本学生支援機構への届け出が必要です。必ず、事前に申し出てください。

◆お問い合わせ先◆

熊本大学学生生活課経済支援担当（全学教育棟1階⑥窓口）

TEL：096-342-2129